

給電申合書(案)

千葉市(以下「発注者」という。)と (以下「受注者」という。)とは、発注者と受注者とが令和 年 月 日付で締結した電力売却契約書(件名:千葉市清掃工場の余剰電力の売却(単価契約))(以下「原契約」という。)に基づき、その円滑な運用を図るため、次のとおり申し合わせる。

第1条 (電力受給運用上の協力)

発注者及び受注者は、電力受給運用について相互に誠意をもって協力する。

第2条 (供給計画)

- 1 発注者は、別途発注者が指定する様式により、原則として以下の頻度で余剰電力の予想を受注者に連絡する。
 - (1) 月次計画値について、翌々月および翌々々月の計画値を受注者へ通知するものとします。通知期日は毎月15日午後5時までとします。
 - (2) 週次計画値について、翌々週および翌々々週の計画値を受注者へ通知するものとします。通知期日は毎週水曜日午後5時までとします。
 - (3) 翌日および翌々日の計画値を受注者へ通知するものとします。通知期日は実需給日の前々日午後5時までとします
- 2 発注者は、連絡した供給計画に従って、受注者に電力を供給する。
- 3 発注者は、通知した供給計画を変更する必要が生じた場合、電力欄等に変更値を記入し、速やかに受注者に連絡するものとする。
- 4 発注者及び受注者は、計画の作成時、以下の事項に留意する。
 - (1) 受給電力は、30分単位の電力量をkwh単位で通知するものとする。
 - (2) 電力広域的運営推進機関等への通知は、受注者が行う。
- 5 受注者は、発注者に対して供給計画の変更要請を行ってはならない。

第3条 (事故時の運用)

- 1 発注者は、発注者の発電設備及び一般送配電事業者との系統連系設備に事故が発生した場合、一般送配電事業者及び受注者と連絡をとりながら、事故設備の再並列、系統との再連系等の復旧操作を行う。
- 2 発注者は、発注者の発電設備及び一般送配電事業者との系統連系設備に事故が発生した場合及び事故から復帰する場合、通知後の計画値を変更することができるものとする。受注者は発注者が変更後の計画値を通知した時刻から遅くとも6時間後以降の時間帯の計画変更を受入れるものとする。
- 3 復旧時間が長期になると予想されるときは、発注者は速やかに受注者に連絡し、受注者は他社発電者からの受給電力の増加等適切な処置を行う。
- 4 事故復旧後、電力の受給を再開する場合は、発注者及び受注者は、発注者の系統が安定しているのを確認後、行うこと。

第4条 (メンテナンス計画)

- 1 発注者は、電力受給に影響がある発注者の発電設備の年間定期修理予定及び連系線の年間作業停電予定を受注者に連絡する。
- 2 第1項の年間予定以外で、電力の受給に影響がある作業を行なう必要が生じた場合、発注者は日程等を事前に受注者に連絡する。

第5条 (メンテナンス実施時の連絡)

- 1 発注者は、電力受給に影響がある定期修理及び連系線の作業等を行なった場合、その開始時刻、終了時刻を受注者に連絡する。
- 2 発注者は、作業等の開始日時、終了日時が変更になる場合、速やかにその旨を受注者に連絡する。

第6条 (連絡)

- 1 本給電申合書第2条から第5条及び第8条の発注者及び受注者の連絡先は、「連絡先一覧表」のとおりとする。なお、発注者及び受注者は、連絡先一覧表の記載事項に変更が生じた場合、速やかに変更内容を連絡する。
- 2 連絡にあたっては、互いに相手の氏名及び時刻、内容を記録しておく。
- 3 供給計画の連絡は電子メールで行う。
- 4 供給計画の変更については、発注者は変更後の供給計画を受注者へ電子メールで送信する。
- 5 発注者は、当日の運用に関わる事項については受注者へ電話で確認する。

第7条 (有効期間)

この申合書の有効期間は、電力売却契約の契約期間と同一とする。

第8条 (その他)

発注者及び受注者は、この給電申合書に記載されてない事項または疑義が生じた場合は、その都度誠意を持って協議の上、決定する。

この申合せ締結の証として本書2通を作成し、発注者受注者おのおの1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長

印

受注者

印

連絡先一覧表

連絡項目	千葉市(発注者)	(受注者)
第2条 年度、月間作業計画		
第2条 週間送電計画		
第3条 事故時の運用		
第4条 メンテナンス計画		
第5条 メンテナンス実施時 の連絡		
第6条 情報伝送装置		
第9条 その他		